

役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会（以下、「法人」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）、評議員、及び評議員選任・解任委員会等の委員の報酬について、必要な事項を定める。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席した時は、別表1の①により報酬を支払うものとする。

(理事長及び理事の報酬)

第3条 理事長及び理事に対して、職務執行の対価として別表1に定める報酬を支払うものとする。

2 理事長の報酬は、法人全体の事業実績、経営財務状態、経営責任の比重、社会経済状況変化等を考慮し、評議員会の決定を経て支払うものとする。

3 理事長の報酬額に対して、各年度の総額が700万円を超えないように支給するものとする。

(社会保険等の加入)

第4条 理事長は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席した時は、別表1の①により報酬を支払うものとする。

2 監事が、法人の指導及び監査業務（監事監査）にあたった場合は、別表1により報酬を支払うものとする。

(退職金)

第6条 役員（非常勤の理事及び非常勤の監事を除く）が退任した時は、「社会福祉法人慈光会給与・退職金規程第15条2項及び第3項」に基づき退職金を支給する。

(委員の報酬)

第7条 評議員選任・解任委員会や入所検討委員会に出席した委員については、別表2により報酬を支払うものとする。

(重複支給の禁止)

第8条 報酬を受ける者で、同日中に2種以上の職務に従事した場合は、金額が高い方の報酬を適用して支給し、重複支給はしないものとする。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員が、法人業務の為に出張する場合は、旅費規程により支給する。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する者については、この規程を適用しないものとする。

(支給の方法)

第11条 報酬の支給方法については、当日現金で支払うものとする。ただし、別表1の③については、1ヶ月分を「社会福祉法人慈光会給与・退職金規程」に準じて支払うものとする。

(改正)

第12条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の決議を経て改正する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日より適用する。

この規程は、令和元年6月12日より適用する。

この規程は、令和6年9月1日より適用する。

別表1 (役員及び評議員の報酬)

区 分	報酬
① 理事会及び評議員会への出席	日額 7,000 円(所得税別)
② 法人の指導及び監査業務(監事監査)への出席	日額 7,000 円(所得税別)
③ 理事長が、法人及び施設業務の為に出勤	月額 430,000 円(所得税込)

※評議員は、定款第8条の規定により、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲内で、報酬として支給することができるものとする。

別表2 (委員への報酬)

区 分	報酬
④ 評議員選任・解任委員会への出席	日額 3,000 円(所得税別)
⑤ 入所検討委員会への出席	日額 3,000 円(所得税別)